

平成18年 第2回

福島町議会  
臨時会 会議録

平成18年4月24日 開会

平成18年4月24日 閉会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成18年4月24日（月曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町 長 あ い さ つ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 議会運営委員会報告 .....	4 頁
○日程第3 会期の決定 .....	4 頁
○日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成17年度福島町一 般会計補正予算（第11号））（提案説明・質疑・討論・起立採決） .....	4 頁
○日程第5 議案第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について（提案説明・質疑・討論・起立採決） .....	6 頁
○日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について（提案説明・質疑・討論・起 立採決） .....	10 頁
○日程第7 議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明 ・質疑・討論・起立採決） .....	14 頁
○閉会の議決・閉会宣告 .....	15 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
1	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4月24日	原案可決
2	町税条例の一部改正について	4月24日	原案可決
3	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	4月24日	原案可決
承認 1	専決処分した事件の承認について (平成17年度福島町一般会計補正予算(第11号))	4月24日	原案承認

## 平成18年第2回

# 福島町議会臨時会

平成18年4月24日（月曜日）第1号

---

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について  
(平成17年度福島町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第5 議案第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

---

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について  
(平成17年度福島町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第5 議案第1号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

---

### ◎出席議員（14名）

議長	14番	溝部幸基	副議長	13番	金沢秀一
	1番	杉村志朗		2番	金澤安治
	3番	滝川明子		4番	成田民夫
	5番	平野隆雄		6番	平沼昌平
	7番	佐藤多市		8番	杉村欣一
	9番	要田東		10番	佐藤孝男
	11番	加藤雅行		12番	安藤安雄

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長	村田 駿	助 役	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	丁子谷 雅男	総務課企画グループ参事	土門 修一
財務課長兼財務グループ参事	花田 春夫	財務課税務グループ参事	本庄屋 誠
町民課長兼住民グループ参事	川岸 勤	町民課福祉グループ参事	花田 修一
産業課長兼水産グループ参事	三鹿 菊夫	産業課農林グループ参事	極 檀 忠男
産業課商工グループ参事	出羽 正機	建設課建設グループ参事兼水道グループ参事	新山 佳隆
吉岡支所長	小林 清	福島保育所長	(花田 修一)
福祉センター次長	(工藤 昭一)		
教 育 長	金谷 裕	教育委員会教育次長兼学校教育グループ参事	木村 修
教育委員会生涯学習グループ参事	工藤 昭一	学校給食センター所長	(木村 修)
農業委員会事務局長	(極 檀 忠男)		
監 査 委 員	工藤 享	監査委員補助職員	(大坂屋 昌輝)

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	大坂屋 昌輝	議会グループ総括主査	石 堂 一 志
議会グループ主事	吉 澤 裕 治	議会グループ書記	阿 部 千 華

---

(開会 午前10時00分)

---

## ◎開会・開議宣告

---

- 議長(溝部幸基) おはようございます。  
ただいまから、平成18年第2回福島町議会臨時会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。

---

## ◎町長あいさつ

---

- 議長(溝部幸基) 日程に入る前に、申し出がありますので、村田町長のあいさつを行います。  
村田町長。
- 町長(村田駿) おはようございます。  
平成18年第2回福島町議会臨時会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。  
この冬の豪雪もようやくその姿を消しつつあるものの、いまだに朝晩には寒さが残る今日この頃でございますが、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。  
本議会に上程の議案につきましては、このあと担当課長より詳しく説明させますが、承認第1号の専決処分した事件の承認につきましては、平成17年度福島町一般会計補正予算であり、特別交付税の確定、さらには豪雪にかかる除雪費補助の緊急措置として、先に500万円の国費の交付を受けておりますが、新たに550万円が追加されたことなどにより、財政町税基金繰入金を1億41万4,000円減額したことなどが主な内容となっております。  
また、議案第1号として介護保険法の改正に伴い設置することとなった地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会、委員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正。  
そして、議案第2号として国における地方税法の一部改正に伴う町税条例の一部改正。  
議案第3号として国民健康保険法施行令の一部改正に伴う福島町国民健康保険税条例の一部改正についてご提案申し上げているところでございます。  
議案の内容につきましては冒頭に申し上げましたとおり、このあと担当課長より詳しく説明させていただきますのでご審議のうえ議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長(溝部幸基) 村田町長のあいさつが終わりました。  
次に、管理職の人事異動がありましたので、申し出により町部局の紹介を竹下助役から、教育委員会部局の紹介を金谷教育長から、それぞれ行います。  
はじめに、竹下助役。
- 助役(竹下泰弘) ただいま議長のほうからお話がありましたけれど、今般の4月1日の人事異動に伴いまして管理職に異動がございましたので、町長部局の管理職について、私のほうから紹介をさせていただきます。  
総務課長兼総務グループ参事、丁子谷雅男君です。財務課長兼財務グループ参事、花田春夫君です。町民課長兼住民グループ参事、川岸勤君です。町民課福祉グループ参事、花田修一君です。総務課企画グループ参事、土門修一君です。財務課税務グループ参事、本庄屋誠君です。建設課長兼建設グループ参事兼水道グループ参事、新山佳隆君です。産業課長兼水産グループ参事、三鹿菊夫君です。産業課農林グループ

ブ参事、極檀忠男君です。産業課商工グループ参事、出羽正機君です。吉岡支所長、小林清君です。  
次に、教育委員会部局については、教育長のほうからお願いをいたします。  
金谷教育長。

○**教育長（金谷裕）** 次に、私から教育委員会管理職の紹介を申し上げます。

生涯学習グループ参事兼福祉センター次長、工藤昭一君です。次に、本日出張で出席しておりませんが教育委員会次長兼学校教育グループ参事兼学校給食センター所長、木村修君がおります。

以上2名の紹介といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**議長（溝部幸基）** 管理職の紹介が終わりました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

---

○**議長（溝部幸基）** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

8番杉村欣一議員、9番要田東議員を指名いたします。

---

### ◎議会運営委員会報告

---

○**議長（溝部幸基）** 日程第2 議会運営委員会の報告を求めます。

平沼議会運営委員長。

○**6番（平沼昌平）** おはようございます。

本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

まず、議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、会期については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）** 議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、ただいま平沼議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸報告もすでに印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願ひます。

---

### ◎会期の決定

---

○**議長（溝部幸基）** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### ◎承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成17年度福島町一般会計補正予算（第11号））

---

○**議長（溝部幸基）** 日程第4 承認第1号専決処分した事件、平成17年度福島町一般会計補正予算（第11号）の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田財務課長。

○**財務課長（花田春夫）** それでは、議案の29ページをお開き願います。

承認第1号専決処分した事件の承認についてでございます。

今般、専決処分しました内容について、ご説明いたします。

平成17年度の補正予算につきましては、先の第1回定例議会において議決をいただいたところでございますが、その後、3月15日付けで特別交付税の交付額が決定され、予算より上回って交付されております。

また、例年にない大雪による国における市町村道の除雪対策への補助金が追加して交付されました。起債におきましても福祉センターにおけるアスベスト処理対策債の決定や、消火栓整備事業における過疎債のかさ上げ、そして、丸山団地公営住宅の建設にかかる一般公共事業債、財源対策債でございますけれども、その調整額が要望どおり決定されております。

これに伴いまして、これらの財源を調整いたしまして財政調整基金の一部取り崩し額を減額いたしましたので、3月31日付けをもって専決処分したものでございます。

次に、31ページをお開き願います。平成17年度福島町一般会計補正予算第11号でございます。

第1条は、さきほども申し上げましたように、財源調整における財源繰替えの補正予算でございますので、歳入歳出とも総額に変更はございません。第2条につきましては、第2表の地方債補正です。

次に、35ページをお開き願います。第2表地方債の追加でございます。起債の目的は、福祉センターアスベスト処理事業債でございます。限度額は240万円でございますが、このうち元利償還にかかる交付税算入率は40パーセントでございます。利率は3パーセント以内を予定し、償還の方法につきましてはここに掲載しているとおりでございます。

次に、36ページをお願いいたします。地方債の変更でございます。起債の目的、補正前、償還の方法、補正後となっておりますけれども、変更となった部分についてのみ、ご説明申し上げます。

まず、公営住宅建設事業債ですが、1,470万円の増で1億130万円でございます。これは一般公共事業債の調整分でございます。

次に、消火栓整備事業でございます。20万円増で260万円でございます。これにつきましては、過疎対策事業債のかさ上げ分でございます。これらの事業の交付税算入率でございますけれども、一般公共事業債で50パーセント、過疎対策事業債で70パーセントとなっております。

なお、今般の1,730万円の補正によりまして、平成17年度の地方債の合計額は3億610万円となるものでございます。

次に、事項別明細の歳出から説明いたしますので45ページをお願いいたします。3款民生費、6目福祉センター運営費240万円の財源繰替えでございます。福祉センター集会室の舞台天井のアスベスト除去事業に伴う起債額が決定されたことに伴うものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。8款土木費、2目道路維持費550万円の財源繰替えでございます。これにつきましては、今年の大雪によりまして除雪費の国の補助によりまして、今回、550万円が追加されたものでございます。今回の追加交付で総額が1,050万円となるものでございます。

なお、町道にかかる除雪費用でございますけれども、予算額は補正額含めて総額7,000万円となっておりますが、最終的に6,624万2,137円を支弁してございます。

次に47ページをお願いいたします。3目住宅建設費1,470万円の財源繰替えでございます。これにつきましては、さきほど申し上げましたように丸山団地公営住宅建設にかかる起債の財源対策の調整分の追加によるものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。9款消防費、2目広域事務組合費20万円の財源繰替えでございます。消火栓整備事業にかかる過疎対策債のかさ上げ分によるものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので39ページにお戻り願います。9款地方交付税、1目地方税、1節特別交付税で7,961万4,000円の追加でございます。3月15日に決定され、総額で1億9,591万8,000円となっております。現予算額が1億1,630万4,000円ですので、その差額分を、今回補正してございます。

なお、平成16年度の交付決定額と比較いたしますと、2,368万2,000円の減となっております。率にして10.79パーセントが減となっております。

次に、40ページをお願いいたします。13款国庫支出金、3目土木費国庫補助金、1節で臨時市町村道除雪事業費補助金550万円の追加でございます。これにつきましては3月定例会においても500万円を補正してございまして、今回さらに550万円追加。総額で1,050万円となるものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。17款繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金1億241万4,000円の減でございます。

このたびの、特別交付税や除雪費の補助金、あるいは起債の追加等によりまして財源調整をした結果、このような金額を減額するというところでございます。

なお、当初は2億5,000万円の取り崩しを予定してございましたけれども、おかげさまで2,214万7,000円にとどまったという結果でございます。

次のページからは町債について起債してございますけれども、さきほどご説明しておりますので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立多数であり、承認第1号は承認いたしました。

---

◎議案第1号 特別職の職員で非常勤  
の者の報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部改正について

---

○**議長（溝部幸基）** 日程第5 議案第1号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

丁子谷総務課長。

○**総務課長（丁子谷雅男）** それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

提案の内容についてご説明をいたしますので、別冊の議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

1ページでございます。まず、1の提案理由でございますが介護保険法の改正に伴いまして、4月から地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を設置することとなったことから、これら運営協議会及び運営委員会の委員につきまして、非常勤の特別職として当該条例に追加をするものでございます。

なお、当町におきましては当該委員は福島町介護保険運営協議会委員が兼ねることとしております。

また、各機関の役割についてでございますけれども、これまで介護保険運営協議会が保険料の設定を含む介護保険の運営や事業計画などについて町長の諮問を受けて答申するという役割であったのに対しまして、この地域包括支援センター運営協議会は介護支援や介護予防という、センターのもつ役割の運営に関する協議。

また、地域密着型サービス運営委員会におきましては町内サービス事業所の指定、それから介護報酬の設定などに関する協議機関として位置付けられるものでございます。

次に、2の改正の内容についてでございますが、日額支給員の欄中に①としまして地域包括支援センター運営協議会委員を追加。②としまして地域密着型サービス運営委員会委員を追加するものでございます。

3の施行期日についてでございますが、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用することとしております。

また、ページ裏面の2ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上で議案第1号にかかる提案説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番滝川明子議員。

○**3番（滝川明子）** 1点お伺いいたします。

この点につきまして、当町において当該委員は介護保険運営協議会委員と兼ねることになっているのですが、兼ねずに新しく委員を選ぶこともできるということなのでしょうか。

そして、他町においてはそういったことの例がございますのでしょうか。

○**議長（溝部幸基）** 花田修一福祉グループ参事。

○**福祉グループ参事（花田修一）** さきほど総務課長が提案説明で申し上げましたとおり、この委員会につきましては、運営協議会の委員と兼ねてもよろしいという国の指導でございます。

そういうことで、本来的にはめいめい大きい都市であれば設けるのでしょけれども、うちみたいに小さい町村であれば国の方針もありますので2つの委員会、めいめいは設けましたけれども委員さんにつきましては、兼ねてもよろしいというのが国の方針でございます。

○**議長（溝部幸基）** 3番滝川明子議員。

○**3番（滝川明子）** 兼ねてもよろしいということですが、この新しい設定の運営委員会の活動という

のは、まさに新しいので期待も大きく、また、どういったことが当町の住民の協働の町づくりの中で活かされていくというのは大変な課題だというふうに存じている訳でして、その意味で、新しく住民の中から委員さんが参加されることによって、より協働の町づくりの内容になっていくのではないかというふうに思いますが、そういった検討はなさらなかったのでしょうか。

○議長（溝部幸基） 花田修一福祉グループ参事。

○福祉グループ参事（花田修一） 運営協議会の委員構成は10名でございます。10名の中には医療関係から2名、福祉執権者から3名、残り5名につきましては被保険者代表ということで一般の方々から任命しております。

そういうことで、新しく委員さんというお話もありましたけれども、すでに10名の中には各会の階層、または一般住民が参加しておりますので、そういうことで新しく委員さんを任命するということは考えませんでした。

○議長（溝部幸基） 3番滝川明子議員。

○3番（滝川明子） 高齢化率もより進み、地域でどういった個々に求められる目的にそった展開ができるかということは非常に大事なことだというふうに思っているのです。その意味で、限られた方達、あるいは他の諮問機関の委員さんであったり、団体の代表だったりといった方達が兼務、兼務という形で入っているかもしれません。

私は、詳細はわかりませんが、その意味でこの運営委員会を進めていく中でも、さらにそういった新しい委員さんの参加の必要とか、そういった地域の息吹を吸い上げるために進めながらも、さらなる検討を望んで質問を終わります。

○議長（溝部幸基） そのほか、質疑ございませんか。

12番安藤安雄議員。

○12番（安藤安雄） ちょっと、関連になると思いますけれども、ただ今の委員のメンバーをもし差し支えがなければ、のちほど書類でメンバーを教えていただきたいなど。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩いたします。

---

（休憩 午前10時24分）

（再開 午前10時24分）

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか、質疑ございませんか。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平） さきほどの3番議員とちょっと変わるのですけれども、私は介護保険運営協議委員と地域包括支援センター運営委員は重複して結構ではないのかなと思います。人やその職務的なものは、介護保険改正の中での新しい事業な訳ですからいいのですけれども、ただ、その町長の諮問機関とはいうものの事業料が、かなり膨大になってくると思うのです。

その中で、やはり従前の協議会運営委員会のあり方、それをサポートしていきなり、また提案をしていく町側サイドのあり方というのも今後は大きく変わっていかないと、この運営協議会委員、また、この他に現場で働く方々のサポート体制なり意見を吸い上げる組織ができづらくなるのではないのかなという懸念のもとに質問する訳なのですけれども、そういう従前のあくまでもあり方だけを問う委員会で進めていくものなのか、新たな手法で運営協議会を進めていくものなのか、そのお考えをまずお聞きしたいと思

います。

○議長（溝部幸基） 花田修一福祉グループ参事。

○福祉グループ参事（花田修一） さきほども申し上げましたかと思いますが、既存の運営協議会がございます。それでさきほど総務課長が説明しましたとおり、この委員会につきましては年間の事業計画、方針等、大きい項目では町長が意見の具申を質問する機関でございます。

それで、今回新しく提案しております包括支援センター運営協議会、また地域密着型サービス運営委員会につきましては、さらに細かい事業内容をやるという事でございますが、介護保険というふうに大きい目的に向かって表裏一体のものでございます。

それに、さきほども言いましたとおり大きい町では、めいめいに設けるのでございましょうけれども小さい町では、1つの委員でよろしいということでございます。それで、もし会議をやる場合につきましては運営協議会兼、何々協議会ということでやる方針でございます。

それで、内容的には委員さんすべてに一体的に検討していただくということで考えております。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩いたします。

---

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時28分)

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

花田修一福祉グループ参事。

○福祉グループ参事（花田修一） ちょっと場違いな答弁をしたかと思いますが、まず協議会につきましては、さきほど言いましたとおり10名の委員さんで構成されております。

それで、今回提案されています支援センター、事務方は自分がセンター長になる訳でございますが、その下に保健師2名、事務方がございまして、このセンターを切り盛りしていくわけでございます。

それと、もう一つ密着型のほうも事務方も自分たち福祉グループのほうで携わっております。それで、町のほうとしては、大きい、さきほど言いましたとおり介護保険の制度に向かって、これはめいめいの細かい分野で支援していくというふうなことで、自分たちの体制を考えております。

○議長（溝部幸基） 6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平） 今、説明受けましたけれども、今、国が要介護2以上の方々の施設を利用する割合を2014年までに37パーセント以下にすると、それから北海道が52パーセント以下にするというふうな目標値を一応出してあります。かなり厳しい目標値です。

これを、もっと当町として、その目標値的なものをこの協議会委員にいくらで設定していくのかということから始まっていくと思います。この協議会の運営委員に求める仕事は、そういう面で、例えば目標値をいくらくらいに設定して、その協議会委員の運営の方々に新たに話にのっていただくのか、そういうところら辺を考えておりますか。もしあったら、その数値的なものをお示し願ひまして質問を終えたいと思います。

○議長（溝部幸基） 村田町長。

○町長（村田駿） 今回の介護保険法の改正に伴って、支援センターのあり方。これは、非常に他の町ではそれなりにセンターを独立して1つの部屋を作って、そちらのほうで保健師なりの確保しながら、そういうスタッフで対応している大きな町も渡島管内でも何町かございます。ご承知のとおり、わが町の場合は人的な配置とも、今の福祉グループの中で大変な状況の中でやっているわけですが、そういう中で、

今花田参事のほうからお話ありましたとおり、参事を中心にして保健師4名いるうちの2名を張り付けし、そういう中で密着型も含んで今回は対応していきたい。

ただ、まだ管内の状況見ても4月から取り組むところ、まだ年度途中で取り組むところも実際はあるわけですが、あわせて、今私どもにするとやはり、6番議員がおっしゃっているような形の中で、なんとか要介護、あるいは介護1の人が2にならないように、これが福島町の総体的なこれからの福祉の中での、いちばん大事なところでございます。

そして、目標値、これらについては、実は今、私どものほうでは町内医歯会とも相談しながら、国保の事業の中でヘルスアップ事業という形の中で、大きく全額、国、道費を入れて取り組む予定でございますが、これについては、もちろん個々の面談、あるいは重複受診の対応だとか、いろいろな個々のそういうことになっていくわけです。

ですから、それとあわせて福島町の今の地域包括支援センターの中でのこれからの医療分野も含んだ中で、介護保険のほうの対象者で認定を受けている方が2から5の中で157名、そしてほしい福島町の高齢者人口が1,850名前後という中で、いかにこの数字を抑え、今の認定を受けている人方を抑え、それがその介護度が増していかないように、それから次の控えている、これに近づいていく人方をいかに、その認定の受けなくてもいいような体制でもっていかかというのが、私どものこの福島町のいちばんの大きな福祉政策の中での課題でございます。

ですから、その医歯会、あるいはまた事業のサービスしている人、あるいはまた被保険者の方々に入っていた中で、やはりこの18年度というのは、平沼議員がおっしゃってるように現状を把握した中での目標をこれから定めていかないといけない。

ですから、今日のこの議会の場で、これがそれでは35パーセントにしますとか、40パーセントにしますと、そういう軽率な発言はできません。これらについては、これからの運営委員会なり、そういう形の中で充分につめて早い機会に、目標値については皆さんのほうにも報告をし、これから取り組んでいきたいと、現時点ではまだ目標値までの議論はされておりませんし、また運営委員会も、まだ立ち上げた段階なものですから、その辺についてはひとつご理解をお願いしたいなど。ですから、さきほど申し上げましたとおり、今のこの介護保険度、そして別段、準備しておりますヘルスアップ事業の中で福島町の総体的な高齢者対策、福祉政策をこれから進めながら、この目標値、そういうことについても具体的にお示しし、そして医療費の今度は削減、これらについてもあわせて私どもは、やはり議員の皆さん方にも、そしてまた町の方々にも提示していかないとならないかと。

そういうことで、まずスタートの段階ですので、その辺については数字的なことについてはひとつご理解とご了承のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第1号は可決いたしました。

---

◎議案第2号 町税条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基） 日程第6 議案第2号町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄屋税務グループ参事。

○税務グループ参事（本庄屋誠） 臨時会議案3ページをお開き願います。

議案第2号町税条例の一部改正について。

提案の内容について、ご説明いたしますので、別冊の議案説明資料をご覧いただきたいと思っております。

3ページをお開き願います。まず、1の提案理由についてでございますが、持続的な経済社会の活性化を実現するための、あるべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税への税源委譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直しなどを実施する。地方税法の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に公布されたことに伴いまして、当町においても町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、2の主な改正内容につきましては、所得税から個人住民税への税源委譲による税率フラット化の改正を行い、これに伴う課税所得区分による負担増の軽減措置や均等割及び所得割非課税範囲の基準額を引き下げし、新たに地震保険料控除を創設いたします。

固定資産税におきましても平成18年度評価替えに伴う宅地などに係る負担調整措置等を講じるほか、既存住宅を耐震改修した場合には、改修した年度に応じてその税額を減額することとしております。

また、このたびの条例改正では町たばこ税の税率改正ほか、関連する条文や文言等を整理いたしますが、主な改正内容につきましては、次のとおりとなっております。

まずは、(1)の個人町民税ですが、アとして均等割非課税基準、加算額を18万円17万円に1万円の引き下げをする改正で均等割課税を判定する際の改正であります。

イとしましては、所得割非課税基準、加算額を35万円から32万円に3万円の引き下げする改正で所得割課税を判定する際の改正であります。

ウでは、地震保険料控除額が創設され、最高2万5,000円の控除となります。

エとしましては、所得割の税率の改正が行われますが、これは課税所得金額200万円以下は3パーセント、200万円を超えて8パーセント、そして700万円を超えては12パーセントとなっておりますが、これを一律6パーセントに改定するものでございます。なお、これに道民税の4パーセントが課税されることとなります。

オの所得税と個人住民税の税率フラット化に伴う人的控除の差の負担増につきましては、個人住民税の所得割額において調整されることとなります。

カは、住宅借入金等特別税額控除が新設されますが、これは税源委譲により所得税が減額されたことにより、所得税で控除できなかった住宅ローン控除の差額を所得割額から控除するというものであります。

キとしましては、負担軽減に係る特例の削除でございますが、これは定率減税が廃止となるものでございます

次のページをお開き願います。ク、その他の改正としましては税率フラット化による変更が行われますが、税率割合としましては町と道の割合が6対4となるものであり、①から⑦まで掲げている項目が改正

となるものでございます。

なお、注意書きと記載しておりますが税率のフラット化とは、所得税から住民税への税源委譲により町民税の所得割の税率を6パーセントに改正するものであり、これに道民税の4パーセントが課税されることとなるものでございます。

次に、(2)の固定資産税に係る改正でございますが、アとして耐震基準適合住宅に係る減額措置を新設いたします。

これは、昭和57年1月1日以前の住宅について平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる改修工事、一戸の工事費が30万円以上でございますが、この控除をした場合には当該住宅に係る税額の2分の1を改修工事完了時期に応じて減額となるものでございます。

また、イとしましては評価替に伴う平成18年度から平成20年度までの土地に係る負担調整等の実施も課税特例として実施する改正内容となっております。

(3)は、町たばこ税の改正でございますが、①の税率本則の改正におきましては、1,000本当り2,743円を3,064円に改正することとしております。

また、②の税率特例の改正におきましては、旧3級品以外のたばこは、1,000本当り2,977円を3,211円増の3,298円に改正し、旧3級品につきましても、1,000本当り1,412円を1,524円増の1,564円に改正する内容となっております。

なお、米印として記載しておりますが、たばこ税につきましては税率特例によって課税されております。また、旧3級品のたばこにつきましては、わかばやエコー等の6品目が銘柄指定されております。

3の施行期日等でございますが、基本的には(1)として記載しておりますとおり、この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用することとなります。

なお、(2)ただし書きとして記載しておりますが、アの個人町民税関係の規定から、イの町たばこ税の改正規定のうち、記載の項目につきましては施行日等がおのおの異なっておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

最後に、(3)として記載しておりますが改正後の規定につきましては、平成18年度分の町税について適用し、平成17年度分の町税は従前の例によることとしております。

また、6ページから55ページまでには、今般の条例改正に伴う新旧対照表を添付しておりますので、参考をお願いいたします。

以上で、議案第2号に係る提案説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番滝川明子議員。

○3番(滝川明子) 今回の改正は複数項目に渡っているわけですがけれども、特に私が心配重視しますのは、所得割の税率の改定で課税総所得金額が一律6パーセントになるという、プラス道民税4パーセントということなのですからけれども、この200万円以下あるいは以上、700万円を超えるといった階層で町が試算をしましたときに、どういった結果が予想されるのでしょうか。

もし、試算なさっていたらお聞かせいただきたいと思うのですが、増収になるのでしょうか。

○議長(溝部幸基) 本庄屋税務グループ参事。

○税務グループ参事(本庄屋誠) このたび、道で税率改正に伴う試算をしておりまして、道の試算によりますと6パーセントにフラット化になる見込みにおきましては、3,494万円という試算がなされて

おります。

それに、さきほど言いました道民税が4パーセントプラスということで試算されております。

○議長（溝部幸基） 3番滝川明子議員。

○3番（滝川明子） 道の試算ということで、町の試算はまだしていないということなののでしょうか。

昨今の、町の経済状況から、もしかしたら所得の格差が相当生まれまして全国的にもそうなのですけれども、低所得の方たちが相当の税を納めアップになるということになって、町としてはいくらか増収になったとしても、そういった方達の大変さというのは、徴収率にも関わってくるのではないかとといった心配をしております。でも、これは国の政府の政策によるものですし、法改正ですから、町としては致し方ないというふうには思うのですけれども、試算をこれからしまして、低所得者の状況等がかなり心配があるものだとすれば、そういった方達への対策等を第1回定例会の一般質問に関わるわけですけれども、そういったことで町長、何かお考えがございましたでしょうか。

○議長（溝部幸基） 本庄屋税務グループ参事。

○税務グループ参事（本庄屋誠） まず、このフラット化に伴いまして国の試算なのですけれども、夫婦で子供2人、そのうち特定扶養が2人、要するに高校生から大学生、22歳までの関係ですけれども、その方で年収400万円の場合一応想定しております。その場合、現在町民税2万4,600円なのですけれども、これが3万9,300円になります。それで1万4,700円の増になります。それから道民税につきましては、1万6,400円から2万6,200円で9,800円の増になります。

ただし、所得税におきましては4万9,000円から2万4,500円ということで、逆に2万4,500円下がりますので、プラスマイナスゼロという試算になっておりますので、基本的には収入増減は別としまして差がないと考えております。

あと、それから当然、町税のほうに収入が移管されるものですから、徴収日については、やはり現場のほうは結構、対策に苦勞するのではないかと考えております。

○議長（溝部幸基） 村田町長。

○町長（村田駿） 要するに、今本庄屋参事が説明しているのは所得税が今度なくなった分、町民税、道民税のほうにその分がきて所得税が減って、逆に町民税、道民税が増えるものですから、従来は例えば給料から引かれてあったとか、一時、所得があった時に支払いしてあった所得税が、今度は道町民税としてうちのほうから、福島町長が今度切符を出すことになるわけです。例えば給料の支給時に引かれてあった所得税は、知らないうちに引かれる分野があるのですけれども、今度は道町民税が新たに出ていきますが、その分が税務のほうでも苦勞するのかなと。ですから、非常にその辺が総体的には、例えば税率フラット化による課税の変更関係ということで、夫婦子供2人という形の中で400万という例を挙げて話をしました。ですから、町民税では1万4,700円、道民税で9,800円、増になるのですが所得税で2万4,500円減りますよと、そうすると差し引きはゼロになるのですが、新たに手持ちから出るという形の中で、非常に税が高くなった、負担が多くなったと、そういう理解をされる町民の方も増えるのではないのかなと。

その辺が、これから私どもにとっても、大きな説明が非常に大事なことですし、あわせて今の議員がおっしゃってるような町内の経済状況だとか、そういうことからみると、今までは自動的に引かれてあったものが、新たに町の切符に基づいて納めないといけないとなると、高くなったという方がだいぶ増えるのかなと。ですから、あわせて徴収関係においても、これはすべては仕事ですけれども、今まで以上の住民の方々のご理解とあわせて職員が足を運ぶ機会が多くなるのではないかと、そういう受止め方をしてございます。

あと、その他、年金の方々なりいろいろな低所得というところであれですけれども、そういうの方々なり、いろいろな何例かの積算を準備しております。また、今日は手持ち資料としてこちらは持っているのですが、機会がありましたら1つの例はこうですと、そういうことで税務のほうの窓口で、これらについては別に個人の名前を書いているわけではございませんのでお知らせし、議員さん方にも理解してもらおうということで必要なと思っております。

あわせてまた、話は違いますが、たばこ税の関係ではだいぶ値上がりするようなのですが、町としては、同じ本数を吸っていただくと112万1,000円くらいが増えるのかなと、そういうふうなことまで、いろいろ積算しております。

ただ、私まだ把握しておりませんが、福島町として今回の改正に伴って、町民税としてどの程度の増になるのか、最初の質問でたぶんそういうことはお聞きなされたはずでございますけれども、道の見解ということで話しておりますので、福島町として、その辺積算しているのか、あらためてもう一度総体的な、道ではなく福島町としてどうなのだと、本庄屋参事のほうに補足答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 本庄屋税務グループ参事。

○税務グループ参事（本庄屋誠） 現在、今年の分の町民税につきましては、まだ入力中でございまして正直なところまだ把握できないのが現状でございます。

ただ、昨年の申告と今年の申告を見ますと総体的には収入が落ちているのが現状ですので、今のフラット化ではなく、税収につきましては落ちるのではないかなと捉えております。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

10番佐藤孝男議員。

○10番（佐藤孝男） 4ページの固定資産税のことで地震についての耐震基準。

これは、改修した場合には2分の1の補助とか一戸にうたわれておりますが、町として改修した場合の耐震のそういう検査というか、どこまでがどうだったか、そういうことが建設課としては、そういうことも考えているのかどうかお知らせください。

○議長（溝部幸基） 新山建設課長。

○建設課長（新山佳隆） 建築基準法の改正について、4月上旬、全道の支庁の担当者会議がありまして、その資料がこの月末あたりに流れてくると、それで自然的に非木造については支庁、道で検査をするのでしようけれども、木造の該当が出た場合には町村での検査になるかと思えます。

それで、その改正の内容については支庁から示されてくるそうです。それに基づいて検査を行うという内容になっております。

○議長（溝部幸基） 10番佐藤孝男議員。

○10番（佐藤孝男） これから、支庁の段階から下りてくるやつと、下りてきた場合の町と建設課として、そういう耐震の調査というか検査も、万が一があった場合に、そういう対応も必要だと思いますが、建設課としては対応できるのかどうか、その点だけ。

○議長（溝部幸基） 新山建設課長。

○建設課長（新山佳隆） 建設課として対応できるのかどうかということなのですが、その示された基準どおり、例えば地震の耐震装置の改修計画申請書等を出されまして、それが適合されているかどうか。都市計画区域については、確認申請を出しますので支庁の方で判断をします。都市計画区域外については、一応建設課では見ますけれども支庁等の願いをして、見てもらいたいという希望でございます。

ただ、簡単なことここを直しましたよと、これで適合しているかどうかというものについては、支庁のほうから、今示されてくるそうです。それを見ながら対応したいと思います。

○議長（溝部幸基） 竹下助役。

○助役（竹下泰弘） 建設課長が申しあげましたように、若干、補足しますけれども建築確認は、町が建設課のほうと建築係のほうで窓口になって、渡島支庁を経由して出すわけです。ですから、完了届けというのもでてくるわけですね。それは、あくまでも今年から組織が変わりまして、函館土木現業所の中の建設指導課ということになっていますけれども、そこで担当が来て検査をすると、ですからこの検査については従前どおり変わりありません。

耐震の部分については、建設課長が申しあげましたとおり、これから支庁、道の段階でいれる検討をして、それで、例えば都市計画区域外であれば3平方メートル以上なり4平方メートル以上と基準がありますけれども、だいたいそれ以上の9平方メートルなら9平方メートル以上の1つの基準を、今は確か10平方メートルだと思えますけれども、それ以上に増改築する場合は必ず確認がいるわけですね。ですから、そういうスタイルは変わらないと思いますので、ただ耐震の部分については今言うように昭和57年1月1日以前の部分ですから、そういったものの、例えば税務課の台帳の中でそういうふうになっているのか、なっていないのか、いつ建てたのかというのを確認ということは町でできますけれども、基本的に事実的な確認は、これから自分の主旨は示されると思えますけれども、それをこれから見させていただいて、また、支庁の指導を受けながら、やれるものはやっていかなければいけないかなと思いますので、基本的にはそういう形でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第2号は可決いたしました。  
暫時休憩いたします。

---

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時15分）

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第3号 福島町国民健康保険税  
条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基） 日程第7 議案第3号福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄屋税務グループ参事。

○税務グループ参事（本庄屋誠） 臨時会議案の25ページをお開き願います。

議案第3号福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

提案の内容について、ご説明いたしますので、別紙議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

56ページをお開き願います。まず、1の提案理由についてでございますが、医療や介護保険制度を将来にわたり持続可能な制度として構築するため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成18年3月10日に公布されたことに伴い、福島町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、2の改正内容についてでございますが、国民健康保険の保険税の介護納付金分賦課額について賦課限度額を引き上げるとともに、所得税法における公的年金等の控除の改正に伴い、国民健康保険税の負担が増加する被保険者に対する軽減措置を講じようとするものでございまして、その内容は次のとおりとなっております。

まず、(1)として賦課限度額の改正でございます。これは介護納付金分の限度額を改正するものであり、これまで限度額8万円を限度額9万円として改正する内容となっております。

次に、(2)として控除額の改正でございます。これは公的年金等控除の見直しによる軽減措置でございまして、平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、平成17年度分の個人町民税の算定にあたり、公的年金等控除の適用があった場合、所得割の算定基礎から平成18年度におきましては13万円を控除、そして平成19年度は7万円を控除することとしております。

3の施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用することとしております。

また、この条例の規定につきましては、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税につきまして適用し、平成17年度分までの国民健康保険税は、従前の例によることとしております。

また、57ページから64ページまでには、今般の条例改正に伴う新旧対照表を添付しておりますので、ご参考をお願いいたします。

以上で、議案第3号にかかる提案説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第3号は可決いたしました。

---

◎閉会の議決・宣告

---

○議長（溝部幸基） 以上で、本議会に付議された案件の審議を、すべて終了いたしましたので、平成18年第2回福島町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、平成18年第2回福島町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

---

（閉会 午前11時18分）